

## 町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議

現在、本町の町立中学校では、生徒と保護者のつながりを深めていくことや育ち盛りの中学生にあって、質量ともに対応できること等から、中学校の昼食について弁当を持参することとしている。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化や就労形態の多様化など様々な要因により中学生を取り巻く生活環境が大きく変化しており、中学校における完全給食の実施については、平成28年度文部科学省の学校給食実施状況等調査でも83.7%と高い率となっており、その実施率は年々上昇しているところである。

国においては、平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定されるなど、子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校において積極的に食育に取り組んでいくことが重要とされている。

町議会においても、多くの議員から町立中学校の完全給食実施を求める声が年々上がっている。

以上のことを踏まえ、町立中学校において食育を推進する観点からも町立中学校のすべての生徒に同じものを提供する完全給食の実施が必要である。

学校給食法では「学校設置者は学校給食の実施に努めなければならない」と定めている。学校設置者である海田町の最高執行責任者の町長は、教育委員会と連携・協議の上速やかに町立中学校の完全給食を実現するよう強く要望する。

以上決議する。

平成31年3月19日

海 田 町 議 会